

## 認定こども園FAQ（保護者の方からよくある質問にお答えします。）

**質問 1** 幼稚園・保育所との違いはなんですか。

**回答 1** 認定こども園は幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

保護者が働いている場合でも幼稚園と同様な教育を受けることができ、仕事を始める・辞める等の就労状況が変化した場合でも通いながら園を継続して利用できることが大きな特徴です。

また、在園児以外でも地域のお子さんのための子育て支援を行っています。

**質問 2** 保育料はどうなりますか。

**回答 2** 保護者の所得（市民税額）に応じて保育料を決定します。また、きょうだいの施設の利用状況等により負担軽減措置があります。

詳しくは下記ページをご覧ください。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/hoikuen/1006707.html>

**質問 3** どのくらいの時間を預かってもらえますか。夏休みも預かってもらえますか。

**回答 3** 幼稚園と同様の1日4時間程度の短時間利用から、保育所と同様の1日8～11時間までの利用など、柔軟に保育時間を選択することができます。

開園日は夏休みなどの長期休業期間においても保育を行います。

**質問 4** 1号認定・2号認定・3号認定とはなんですか。

**回答 4** 認定こども園を利用する場合、市が定める基準に従って、認定を受けることになります。

認定は1～3号の区分に分かれています。

詳細は次ページ「認定制度について」をご覧ください。

**質問 5** 入園の手続きはいつごろから始まりますか。

**回答 5** 新学期（4月1日）からの入園の場合では、10月中旬ごろに入園の受付が開始されます。

1号認定を希望の方は、園に直接申し込みを行い、2・3号認定を希望の方は市に申込みください。

### 私立幼稚園でも「預かり保育」の利用ができます

本市に開設されている私立幼稚園では、全ての園で在園児を対象とした預かり保育（幼稚園教育時間終了後の保育）を利用することができます。また、夏休みなどの長期休業期間中にも預かり保育を行う園も増えています。保育時間や利用料については、各幼稚園に直接お問い合わせください。

相模原市ホームページ（「幼稚園一覧」）

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/yochien/1006838.html>

### 制度に関するお問い合わせ

相模原市 こども・若者未来局 保育課

電話：042-769-8341

E-MAIL：hoiku@city.sagamihara.kanagawa.jp

保育の利用申し込みについては、相模原市ホームページをご覧ください。

「認可保育所等の利用申込案内」

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/hoikuen/1006704.html>

# 認定制度について

給付対象の施設や事業を利用される保護者の方は、市が定める基準に従って、認定を受けることとなります。なお、認定は次の3区分となります。

給付対象に移行していない幼稚園は認定制度の対象外です。

## 1号認定（教育標準時間認定）

〔利用先〕幼稚園、認定こども園

お子さんが満3歳以上で、1日4時間程度の教育を希望する場合

## 2号認定（満3歳以上・保育認定）

〔利用先〕保育所、認定こども園

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育及び保育を希望する場合

## 3号認定（満3歳未満・保育認定）

〔利用先〕保育所、認定こども園、地域型保育

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

**保育を必要とする事由** 次のいずれかに該当することが必要です。

就労（フルタイムのほか・パートタイム・夜間・自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む（基準以下の短時間を除く））

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動（起業準備を含む）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

など